

判決年月日	平成25年12月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年（ネ）第10076号		

○ 第1審原告が補助参加人の依頼を受けて撮影した写真を、補助参加人から提供を受け、第1審被告が雑誌に複製し、頒布したほか、ウェブサイトに掲載して公衆送信した行為につき、第1審原告が、補助参加人に対し、第1審原告の撮影した写真につき、将来の補助参加人ないし他社による書籍出版その他における二次利用も含めて写真の利用を包括的に許諾していたとして、著作権侵害の成立を否定するとともに、公表権及び同一性保持権侵害の成立も否定し、氏名表示権侵害の成立のみが肯定され、氏名表示権侵害に基づく損害賠償の支払並びに雑誌の出版等の差止め及び雑誌の廃棄等が命じられた事例。

（関連条文）著作権法2条，15条，19ないし21条，23条

本件は、職業写真家である第1審原告が、出版社である第1審被告に対し、その撮影に係る写真（本件写真）の著作権が第1審原告に帰属するのに、第1審被告は、第1審原告の承諾なく、書籍（本件書籍）に本件写真を掲載し、第1審原告の著作権（複製権、公衆送信権）及び著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を侵害したなどと主張して、(1)不法行為に基づく損害賠償、(2)著作権法112条1項に基づく本件書籍の出版等の差止め及び同法2項に基づく本件書籍の廃棄等をそれぞれ求めた事案である。なお、本件写真は、第1審原告が補助参加人の依頼を受けて撮影した写真であり、第1審被告は本件書籍の製作・編集業務をパッケージャーに依頼しており、パッケージャーが補助参加人から本件写真の提供を受けていた。

原判決は、本件写真の著作者は第1審原告であり、職務著作にも該当しないとして、本件写真の著作権は第1審原告に帰属するとした上で、第1審被告が本件書籍に本件写真を掲載した行為は、第1審原告の著作権（複製権、公衆送信権）及び著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を侵害するものであるとし、損害賠償請求の一部並びに差止請求及び廃棄請求を全部認容した。これに対し、第1審原告及び第1審被告の双方が控訴した。

本判決は、以下の理由により、第1審被告の控訴に基づき原判決を変更し、損害賠償額を減額し、差止め及び廃棄の範囲を限定するとともに、第1審原告の控訴を棄却した。

まず、本判決は、原判決同様、本件写真の著作者は第1審原告であり、本件写真の創作は職務著作に該当しないとした。しかし、原判決と異なり、第1審原告と補助参加人との間には、第1審原告の撮影した写真につき、将来の補助参加人ないし他社による書籍出版その他における二次利用も含めて写真の利用を包括的に許諾し、その対価については、当初の撮影時の支払によるものとするとの合意が存在した旨認定し、著作権侵害の成立を否定した。

さらに、上記合意の存在に照らし、1審原告は、補助参加人（ないしは補助参加人から本件写真の著作権の利用の許諾を受けた者）において本件写真が利用ないし二次利用され公衆に提

供されることについて包括的に同意していたとして公表権侵害の成立を否定した。また、少なくとも、第1審原告は、第1審原告の名誉・声望を害しない限りにおいて、出版される書籍における写真の利用目的に応じて必要な限度での写真の改変については同意をしていたものとして同一性保持権侵害の成立も否定した。

他方、本件書籍には第1審原告の氏名表示はなく、第1審原告が、第1審原告撮影の写真の二次利用に当たってその方法（氏名表示の有無や氏名表示方法を含む。）が制限されないことを承諾していたと認めるには足りないとして、原判決同様、氏名表示権侵害の成立を認めるとともに、第1審被告に過失が存在した旨認定し、第1審被告に対し、損害賠償（慰謝料）の支払並びに第1審原告の氏名を表示しない本件書籍の出版等の差止め及び廃棄等を命じた。